平成２４年（フ）第２５２号
長野市大字稲葉1388番地
債務者　株式会社熱商
代表者代表取締役　林　　永昌
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉﨑　哲矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
岐阜県各務原市蘇原青雲町５丁目50番地１
債務者　丸庄株式会社
代表者代表取締役　浅野孝一郎
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時15分
岐阜地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５号
宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目３番地72
債務者　宮路登志子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１５号
沖縄県那覇市小禄１丁目22番19号　103
債務者　兼城　浩輝
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
4　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２号
福島県伊達郡国見町大字徳江字二階間々58番地６
債務者　八巻　隆男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　　大
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
千葉県市川市菅野３丁目９番７号
債務者　杉田　忠久
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
千葉県習志野市本大久保４丁目18番11―102号
債務者　佐々木　秀
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
千葉県市原市下野442番地41
債務者　佐生　秀夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
千葉県市原市下野442番地41
債務者　佐生　睦子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
千葉市若葉区みつわ台５丁目12番11―103号
債務者　石田　宏樹
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生稲めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
奈良県葛城市疋田235番地14
債務者　垣田惠美子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
金沢市八日市出町152番地　クラークハイツ101号、従前の住所金沢市駅西本町６丁目７番37号
債務者　提嶋　廣昭
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　基之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地26―106
債務者　ジェイシーイーこと　児玉　政夫
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
熊本県下益城郡美里町佐俣2091番地１
債務者　杉本　明美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　明子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
横浜市南区大岡１丁目４番17―506号
債務者　佐藤　美保
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月15日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部